

福島原発事故による放射能からの保養プログラム

－2013年度の実施状況－

鈴木一正（神戸大学）

I はじめに

福島第一原子力発電所の事故（以下、福島原発事故）の影響により、避難区域外にも深刻な放射能汚染が広がっている（鈴木、2014a；矢ヶ崎、2012）。例えば、沢野（2013）によると、日本の法律で放射線管理区域にあたる地域は、岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の約100市町村に広がり、該当地域に住んでいるのは150万人を超えている。なお、放射線管理区域では、飲食や居住、18歳未満の作業などが法律により禁止されている（後藤、2013）。また、日本の法律における一般人の被ばく許容限度は年間1mSvとなっている（日本弁護士連合会、2011）。環境省の除染進捗マップによると、年間1mSvを超える地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県の約100市町村にわたっている⁽¹⁾。なお、チェルノブイリ原発事故では、年間1mSv以上の地域の居住者に移住の権利が与えられ、避難基準は年間5mSvとなっている。一方、日本政府が定めている避難基準は年間20mSvである。ゆえに、避難区域内のみならず、避難区域外からも避難や移住をした人は多い。しかしながら、放射能で汚染された地域に残らざるを得ない人や避難先から放射能で汚染された地域に帰らざるを得ない人も多数存在する（鈴木、2014c）。

放射能で汚染された地域では、ごく普通の屋外活動や自然体験が制限されている（向井、2013；西村、2014）。例えば、屋外で遊ぶ時間や範囲が制限されていたり、土や草といった自然物に触れられない状況などが続いている（増田ら、2014；白石、2013）。筒井・高谷・富永・高原（2013）は、2013年1月に福島市と秋田県、福井県、兵庫県の幼稚園及び小学生の子どもがいる保護者に屋外活動の現状などについてアンケート調査を行った。その結果によると、「外遊びをさせる」と回答したのは福島市で22.4%、その他の3県で86.1%から88.1%、「ときどきさせる」と回答したのは福島市で49.5%、その他の3県で11.4%から13.7%、「させない」と回答したのは福島市で28.2%、その他の3県で0.0%から0.8%だった。この調査結果からも屋外活動が制限されている現状がわかる。

II 保養と保養プログラムの定義と意義

1 定義

鈴木（2013）は、保養を「放射能の影響や不安がある地域に住んでいる人が、その影響がほとんどない地域に滞在すること」（p.50）とし、団体が主催する保養のことを「保養プログラム」としている。本稿では、この定義に従う。

2 意義

保養の意義を5点述べる。1点目は、保養では放射能を気にすることなく屋内外で過ごせるため、心身ともにリフレッシュできることである（鈴木、2013）。例えば、岡山で開催された保養プログラムの参加者から、ストレスがなくなった、体調がよくなったなどのリフレッシュできたという感想が寄せられている（子ども未来・愛ネットワーク、2013）。また、放射能に汚染された地域では、放射能の不安などについて話したり、被ばくを避けることがタブー視されている場合がある（河崎・菅波・武田・福田、2012；矢ヶ崎、2012）。一方、保養プログラムでは、放射能に対する考えが似ている参加者が多い。ゆえに、参加者同士や主催者と放射能やその不安について話をすることが可能な場合があり、精神的なリフレッシュにつながりうる（藍原、2014；鈴木、2014a）。

2点目は、屋外活動や運動の機会を確保できることである。福島原発事故後に生まれた子どもの中には、保養プログラムに参加して初めて砂に触ったり、芝生に座ったりした子どもがいる（神戸新聞、2014；中島、2013）。また、屋外での活動や自然体験は、子どもの発達により影響や教育的効果をもたらすことが期待される。

3点目は、一時的に放射線量が低い地域に滞在することにより、累積被ばく線量の低減を期待できることである（鈴木、2014a）。日本アイソトープ協会（2009）は、被ばく線量は可能な限り低くすべきであるとしている。また、チェルノブイリ原発事故後にロシアで行われた保養において、累積被ばく線量低下の効果が実証されている（尾松、2013）。

4点目は、体内にたまっている放射性物質の排出の効果が期待できることである（海南、2013）。チェルノブイリ原発事故後にベラルーシで行われた保養でその効果が実証されている（向井、2013）。放射性物質の排出は、内部被ばくを減らすことにつながる。

5点目は、保養プログラムの参加者同士や参加者と開催地の人との交流を通じて、新たな人間関係を構築することができることである。保養プログラム終了後に交流が続けば、参加者の居住地域での孤立感や不安を低減させることにつながる。

Ⅲ 福島原発事故後の動向

1 保養や保養プログラムの広がり

先に述べたように、放射能汚染は避難区域外にも広がっており、屋外活動が制限されている現状がある。ゆえに、週末などに放射能の影響が少ない地域で過ごしたり、遊んだりする「週末保養」が福島原発事故直後から行われている（森松、2013）。週末保養とは、週末や祝日に行う短期的な保養である。しかしながら、週末保養では十分な時間を確保できないことや週末に親が働いている家庭の子どもは保養を行えないなどの課題がある（鈴木、2014b）。このような現状のため、福島原発事故直後から全国的に保養プログラムを行う市民団体が設立され、全国各地で保養プログラムが実施されている（西崎・照沼、2012；鈴木、2014b）。

2 福島県伊達市移動教室

福島県伊達市の小学校では、伊達市スタディキャンプ（移動教室）が行われている。移動教室とは、放射能の影響がほとんどない地域に児童と教師が共に出向き、授業や自然体

験活動などを行うことである。つまり、学校単位の保養プログラムといえる。このような取り組みは、チェルノブイリ原発事故後にベラルーシで行われている（鈴木、2014a）。

福島県伊達市の移動教室は、2012年度から毎年実施されている。2012年度は、9校の小学校5年生と一部の6年生の167人が、新潟県見附市での移動教室に参加した。その内容は、自然体験活動や見附市の児童との交流及び合同授業、見附市の空き教室を用いた伊達市単独での授業などであった。2013年度は、6校の小学校5年生と一部の4年生と6年生の164人が、新潟県見附市と岩手県遠野市及び山形県河北町での移動教室にそれぞれ参加した。2014年度は、6校の小学校5年生と一部の6年生の307人が、新潟県見附市と山形県河北町及び神奈川県川崎市での移動教室にそれぞれ参加した（鈴木、2014a）。

3 保養プログラムに関する先行研究

西崎・照沼（2012）は、2011年5月から2012年3月に、111個の保養プログラムが実施されたとしている。また、鈴木（2014b）は、2013年夏休みに262個の保養プログラムが実施されたことを確認し、募集人員や日数などの分析を行っている。

IV 2013年度の保養プログラムの実施状況

1 調査概要

（1）調査の目的

2013年夏休みの保養プログラムに関する数値は鈴木（2014b）で明らかにされているが、夏休み以外の期間の実態は十分に明らかにされていない。そこで、本研究では、夏休み以外の期間の情報を鈴木（2014b）に加えて分析を行った。このことにより、2013年度に実施された保養プログラムの全体像を明らかにすることができる。本研究の目的は、福島原発事故後に全国的に行われている保養プログラムの1年間の実施状況を明らかにすることである。

（2）調査方法

鈴木（2014b）における2013年夏休みの保養プログラムの情報⁽²⁾に加え、保養プログラムの募集情報が紹介されている「ほよーん相談会」⁽³⁾、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」⁽⁴⁾、「母子疎開ネットワーク「hahako」」⁽⁵⁾などの保養情報サイト及び西村（2014）に掲載されている情報を基にインターネットを用いて調べた。さらに、各保養情報サイトや各主催団体のホームページに基づいて分析を行った。

（3）調査対象

調査対象は、2013年度（2013年4月8日から2014年4月7日とする）に日本国内で行われた保養プログラムである。

（4）調査時期

2014年4月上旬から6月下旬にかけて実施した。

2 結果と考察

(1) 実施数

2013年度に行われた保養プログラムの実施数及び主催団体数について、実施時期と開催地方⁽⁶⁾ごとにまとめたものを表1に示す。なお、夏休みは2013年7月20日から2013年9月1日、冬休みは2013年12月21日から2014年1月13日、春休みは2014年3月21日から2014年4月7日、その他はそれ以外の期間である(以下同様)。開催地方や開催都道府県は、保養プログラムが開催された地方や都道府県である。また、複数の都道府県にまたがって開催された場合は、拠点となった1つの都道府県及び地方のみに計上している(以下同様)。

実施数を実施時期別に見てみると、夏休みには264個(全体の64%)、冬休みには23個(6%)、春休みには45個(11%)、その他の期間には78個(19%)が実施され、2013年度全体では410個の保養プログラムが実施されたことを確認できた。また、保養プログラムを実施した団体は、2013年度全体で260団体確認できた。なお、全体の95%にあたる389個の保養プログラムが福島県外に拠点を置く団体が実施しており、福島県内に拠点を置く団体が実施したのは8団体の21個であった。ほとんどの保養プログラムが福島県外に拠点を置く団体が実施したといえる。

開催された地方ごとの実施数は、2013年度全体では、中部地方が77団体109個(個数は全体の27%)、東北地方が39団体92個(23%)、関東地方が42団体56個(14%)などであった。その他の期間には、近畿地方と中国地方及び四国地方では実施を確認できなかったが、夏休みを中心として全国的に保養プログラムが実施されているといえる。

2013年度全体の都道府県ごとの実施数及び主催団体数について表2に示す。最も実施数が多かったのは、山形県の15団体46個(個数は全体の11%)で、北海道が24団体45個(11%)、福島県が14団体32個(8%)などと続いた。なお、栃木県、和歌山県、島根県、宮崎県の4県では2013年度の保養プログラムの開催を確認できなかったが、それ以外の43都道府県で開催を確認できた。

1つの主催団体が実施した保養プログラム数が最も多かったのは、夏休みに13個、冬休みに6個、春休みに7個の合計26個を10都道府県で開催した団体であった。次に多かったのは、沖縄県の団体で、2週間程度の保養プログラムを毎月実施し、合計13個実施した団体であった。また、週末保養を中心に開催している山形県の団体は、日帰りの週末保養10個を含めて、合計12個実施した。

(2) 募集人員

募集人員(募集人数あるいは募集家族数)を確認できた371個(夏休みが245個、冬休みが15個、春休みが36個、その他が75個)について、開催された地方及び実施時期別に表3に示す。なお、募集人数と募集家族数は重複して集計していない。2013年度全体で9317人と382家族の募集人員が確認できた。1家族3人とすると10000人以上の定員があったことになる。また、2013年度全体で1個当たりの保養プログラムの平均募集人数は28.8人、平均募集家族数は8.1家族であった。

表1 2013年度の保養プログラム実施数（開催地方別・実施時期別）

時期	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
夏休み	38 (23)	37(27)	37 (33)	79(66)	32 (31)	18(16)	8 (8)	15 (14)	264 (212)
冬休み	4 (3)	4 (4)	3 (3)	5 (4)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	23 (17)
春休み	2 (1)	8 (6)	6 (6)	11(10)	9 (8)	1 (1)	2 (2)	6 (6)	45 (36)
その他	1 (1)	43(17)	10 (6)	14 (8)	—	—	—	10 (2)	78 (32)
合計	45 (24)	92(39)	56 (42)	109(77)	44 (35)	20(16)	12 (9)	32 (18)	410 (260)

N=410。単位：個。（ ）は主催団体数。「—」は該当する保養プログラムがない。同一団体が異なる時期や異なる地方で複数回実施している場合があるので、主催団体数の合計及び全国の数はいずれも各数の合計と一致していない。

表2 2013年度の保養プログラム実施数（開催都道府県別）

開催地	実施数	開催地	実施数	開催地	実施数	開催地	実施数
山形県	46 (15)	茨城県	11 (6)	福井県	5 (4)	奈良県	2 (2)
北海道	45 (24)	東京都	10 (10)	愛知県	5 (4)	高知県	2 (2)
福島県	32 (14)	大阪府	10 (7)	香川県	5 (3)	大分県	2 (2)
長野県	23 (18)	京都府	9 (9)	愛媛県	4 (3)	鹿児島県	2 (2)
神奈川県	21 (17)	富山県	9 (6)	宮城県	4 (2)	徳島県	1 (1)
沖縄県	17 (4)	岡山県	8 (5)	三重県	4 (2)	佐賀県	1 (1)
新潟県	16 (5)	青森県	6 (6)	群馬県	3 (3)	長崎県	1 (1)
静岡県	14 (11)	山口県	6 (6)	鳥取県	3 (3)	栃木県	0 (0)
兵庫県	13 (11)	埼玉県	6 (5)	福岡県	3 (3)	和歌山県	0 (0)
石川県	13 (8)	熊本県	6 (5)	広島県	3 (2)	島根県	0 (0)
岐阜県	12 (12)	滋賀県	6 (4)	岩手県	2 (2)	宮崎県	0 (0)
山梨県	12 (9)	千葉県	5 (4)	秋田県	2 (2)	合計	410 (260)

N=410。単位：個。（ ）は主催団体数。同一団体が異なる都道府県で複数回実施している場合があるので、主催団体数の各都道府県を合計した数は合計の数と一致していない。

表3 募集人員（開催地方別・実施時期別）

時期	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
夏休み	925	895	918	1537	651	390	220	340	5876
	13	17	32	74	15	6	—	—	157
冬休み	70	70	40	135	40	—	10	50	415
	—	—	12	—	7	—	—	—	19
春休み	—	162	78	108	112	50	40	225	775
	—	7	17	40	5	—	5	—	74
その他	10	1243	100	440	—	—	—	458	2251
	—	49	83	—	—	—	—	—	132
合計	1005	2370	1136	2220	803	440	270	1073	9317
	13	73	144	114	27	6	5	—	382

N=371。上段：募集人数（人）、下段：募集家族数（家族）。「—」は該当する保養プログラムがない、もしくは確認できた保養プログラムがない。募集人数と募集家族数は重複して集計していない。

表4 平均日数（開催地方別・実施時期別）

時期	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
夏休み	12.3	4.7	5.3	6.4	9.4	7.2	7.0	10.1	7.5
冬休み	8.5	2.5	6.0	4.8	13.7	10.0	8.5	9.0	7.1
春休み	9.0	3.3	4.3	5.5	7.0	7.0	4.5	8.7	5.8
その他	6.0	1.9	2.1	2.9	—	—	—	12.0	3.4
平均	11.6	3.2	4.7	5.8	9.2	7.4	6.8	10.4	6.5

N=409。単位：日。「—」は該当する保養プログラムがない。

表5 参加者の対象地域（実施時期別）

時期	福島県	宮城県	岩手県	関東地方	明記数
夏休み	209	46	36	37	209
冬休み	15	4	3	5	15
春休み	34	12	11	11	34
その他	71	16	16	10	71
合計	329	78	66	63	329

N=329。単位：個。対象地域は複数にわたっていることがあるので、それぞれを足しても明記数にならない。

（3）平均日数

日数を確認できた409個（夏休みが263個、冬休みが23個、春休みが45個、その他が78個）について、開催された地方及び実施時期別に平均日数を表4に示す。平均日数は、夏休みが7.5日、冬休みが7.1日と1週間程度であった。また、春休みが5.8日、その他の期間は3.4日であった。2013年度全体の平均日数を開催された地方別に見てみると、北海道が11.6日、九州地方が10.4日、近畿地方が9.2日と長かった。とりわけ、滋賀県が13.7日、沖縄県が12.8日、北海道が11.6日、京都府が10.8日と特に長かった。一方、東北地方は3.2日、関東地方は4.7日と短かった。とりわけ、山形県が1.9日、宮城県が2.0日、茨城県が2.5日と特に短かった。このように、福島県から離れた地域で開催されたものの日数は長く、福島県に近い地域では短い傾向が見られた。また、日帰りのものは、24個（冬休みが2個、春休みが2個、その他が20個）であり、そのうち21個（冬休みが1個、春休みが1個、その他が19個）が山形県で開催されたものであった。山形県では日帰りの保養プログラムが数多く実施されたため平均日数が短くなったと考えられる。

（4）参加者の対象地域

福島県以外にも放射能汚染が広がっているため、保養プログラムの参加者は福島県内の居住者とは限らない。参加者の対象地域を確認できた329個（夏休みが209個、冬休みが15個、春休みが34個、その他が71個）について表5に示す。福島県は、いずれの時期でもすべてで対象地域となっていたが、宮城県、岩手県、関東地方は2割程度とその割合は低かった。しかしながら、福島県以外からの保養プログラムへの参加希望者は少なくない。例えば、2014年の春休みに滋賀県で開催された保養プログラムでは、参加者の対象地域を福島県以外にも設定していた。その結果、45人の参加者のうち11人が福島県からの

表6 参加者の対象層（実施時期別）

時期	家族	未就学児	小学生	中学生	高校生	明記数
夏休み	153	73	194	121	49	240
冬休み	15	8	10	7	5	16
春休み	26	16	24	17	9	33
その他	61	38	57	43	27	71
合計	255	135	285	188	90	360

N=360。単位：個。対象層は複数にわたっていることがあるので、それぞれを足しても明記数にならない。

表7 子どものみでの参加の可否（実施時期別）

時期	可能	条件付き	不可能	合計
夏休み	87	50	85	222
冬休み	2	2	10	14
春休み	9	4	12	25
その他	21	12	18	51
合計	119	68	125	312

N=312。単位：個。

参加、34人が宮城県や栃木県、千葉県、埼玉県、神奈川県といった福島県以外からの参加であった（びわこ☆1・2・3 キャンプ！、2014）。このことから、福島県以外からの参加希望者は少なくないといえる。ゆえに、福島県以外の地域に居住している人も参加できる保養プログラムを増やす必要がある（西村、2014；鈴木、2014b）。

（5）参加者の対象層

参加者の対象層を確認できた360個（夏休みが240個、冬休みが16個、春休みが33個、その他が71個）について表6に示す。例えば、「中学生と高校生」と明記されていた場合は、「中学生」と「高校生」に、「未就学児を含む家族」の場合は、「家族」と「未就学児」にそれぞれ計上している。2013年度全体では、小学生は285個と全体の8割程度で対象となっていた。また、冬休みや春休み、その他の期間は家族の割合が高かった。

（6）子どものみでの参加の可否

子どものみで参加できるかについて確認できた312個（夏休みが222個、冬休みが14個、春休みが25個、その他が51個）について、実施時期別に表7に示す。なお、「可能」とは子どものみの参加を認めていたもので、「不可能」とは認めていなかったものである。「条件付き」とは、例えば、小学校1年生以上は子どものみの参加を認めるなど、条件付きで子どものみでの参加を認めていたものである。子どものみでの参加を一部でも認めていたのは187個と確認できたもののうち6割程度であった。

表8 平均参加費用（実施時期別）

時期	小学生	大人
夏休み	8329 (136)	10234 (69)
冬休み	3650 (10)	5333 (9)
春休み	7225 (20)	7269 (13)
その他	2900 (31)	5290 (21)
平均	7125 (197)	8569 (112)

N=197、112。単位：円。（ ）は明記数。

（7）参加費用

宿泊を伴うもののうち、小学生と大人の参加費用について分析を行った。なお、分析の対象にしたのは、主催団体が参加者の居住地と開催地とを送迎するもののうち、参加費用に宿泊費と食費及び交通費が含まれているものであった。また、小学生で学年により参加費用が異なる場合は一番安い金額で算出した。参加費用を確認できたものについて、平均した金額を実施時期別に表8に示す。2013年度全体の参加費用の平均は、小学生が7125円、大人が8569円であった。

参加費用が無料（0円）だったのは、小学生で49個（確認できたもののうち25%）、大人で23個（21%）であった。また、参加費用が1円以上5000円未満だったのは、小学生で57個（29%）、大人で21個（19%）、5000円以上10000円未満だったのは、小学生で37個（19%）、大人で29個（26%）だった。主催団体の努力の結果として参加費用は比較的安く抑えられていると評価できる。なお、参加費用が最も高かったのは、小学生が55000円、大人が62000円であった。

3 まとめ

前節で示したように、2013年度全体では、全国43都道府県で260団体が410個の保養プログラムを実施したことを確認できた。また、その募集人員は10000人以上であった。平均日数は、開催地方や実施時期によって異なるが、1週間程度であった。また、夏休みや冬休み、春休みといった長期休暇には全国で幅広く開催され、長期休暇以外の期間には、福島県から近い地域での週末保養が中心となっている傾向が見られた。

V おわりに

本研究で分析を行ったのは、インターネットで募集要項や報告記事などを確認できた日本国内で開催された保養プログラムである。ゆえに、インターネットを用いていない団体や日本国外で開催された保養プログラムは含まれていない。また、家庭で個人的に行っている保養、子ども会やスポーツ少年団などの既存団体が行っている保養プログラムも含まれていない。ゆえに、本研究で示した数値以上に保養や保養プログラムは行われている。今後はすべての保養や保養プログラムについて検証していく必要がある。

保養や保養プログラムについての課題は様々であるが、ここでは課題を3点述べる。1点目は資金の問題である。個人で行う保養はもちろん、団体が主催する保養プログラムに

においても費用がかかる。これらの経済的負担は、福島原発事故がなければ発生しないものであるが、保養や保養プログラムに対する国や東京電力からの財政的支援は十分でない⁽⁷⁾。第4章で保養プログラムの参加費用が比較的安く抑えられていると述べたが、これは各主催団体が募金などにより資金を集め実現できているものである。しかしながら、東日本大震災の発生から時間が経つにつれ、市民の関心が薄れている（神戸新聞、2014）。このようなこともあり、募金や助成金が減少し財政的に厳しい団体が多いという現状がある（鈴木、2014a）。また、保養は1回行えば終わりという性質でなく、継続して行っていく必要がある。しかしながら、保養プログラムの参加者からは、経済的に厳しいため継続して保養プログラムに参加できないという意見が寄せられている（中島、2013）。福島原発事故による放射能の影響がない地域で過ごすのは当たり前前の権利であり、国や東京電力は適切な費用負担をすべきである（鈴木、2014b; United Nations Human Rights Council, 2013）。

2点目に、保養プログラムに参加できる人数には制限があることである。保養プログラムに申し込みが殺到し抽選を行っているという現状がある（中島、2013）。1団体あたりの募集人員には限界があるので、保養プログラムを行う団体や実施回数を増やす必要がある。また、機会均等の観点から、福島県伊達市の移動教室のような学校単位での保養プログラムを行うことが求められている。

3点目に、福島原発事故後に行われている保養や保養プログラムの効果に対する研究が、ほとんどされていないことである。第2章で述べた保養の意義について、具体的な効果を検証していく必要がある。

最後に、鈴木（2014b）でも指摘されているが、避難区域外も含めた放射能で汚染された地域から「避難・移住する権利」、「居住し続ける権利」、「避難後に帰還する権利」のいずれの権利も認められ尊重されなければならないことを本稿でも繰り返して述べる。その上で、「居住」や「帰還」を選択した人たちが、定期的に公費で保養を行えるようにすべきである。なお、仮に保養が充実したとしても、「避難・移住する権利」を疎かにしてはならない。

附記

本稿は、2014年8月に開催された日本環境教育学会第25回大会で筆者が発表した『放射能からの保養プログラム：2013年度の実施状況』をまとめ直したものである。

注

- (1) 環境省『除染進捗マップ』、<http://josen.env.go.jp/index.html>（2014年10月11日アクセス）
- (2) 鈴木（2014b）で確認できた夏休みの情報に、新たに確認できた情報を追加しているので、本稿の夏休みの値と鈴木（2014b）の値は異なっている場合がある。
- (3) ほよーん相談会、<http://hoyou.isshein.cc/>（2014年10月12日アクセス）
- (4) 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、<http://kodomofukushima.net/>（2014年10月12日アクセス）
- (5) 母子疎開ネットワーク「hahako」、<http://hinanshien.blog.shinobi.jp/>（2014年10月12日アクセス）

(6) 本稿での地方区分は以下の通りである。

- ・北海道：北海道
- ・東北：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- ・関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・中部：新潟県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県
- ・近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国：岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県
- ・四国：香川県、愛媛県、徳島県、高知県
- ・九州：福岡県、大分県、熊本県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(7) 本稿執筆時点で、文部科学省と福島県は「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」⁽⁸⁾ という助成金を交付している。しかしながら、助成金の交付が受けられるのは福島県内の団体が実施し、福島県内に居住している人が参加する保養プログラムに限られ、その条件も厳しいものになっている。第4章で述べたように、保養プログラムを実施している団体のほとんどが福島県外の団体であり、福島県外の地域からの参加者も存在する。ゆえに、福島県外の団体や福島県外の地域からの参加者も利用できるようにするなど、条件を実態に合ったものに改善するべきである。なお、東京電力は保養や保養プログラムに対する費用負担を行っていない。

(8) 福島県教育庁社会教育課、<http://www.syakai.fks.ed.jp/project5/project5.htm#社教> (2014年10月12日アクセス)

引用文献

- 藍原寛子 (2014) 「福島の間 (10) “保養” が生んだ出会いと発見：高齢化率 46%の殿下地区人気と元気の秘密」『婦人之友』第108巻、第10号、pp.130-135.
- びわこ☆1・2・3 キャンプ！ (2014) 『びわこ☆1・2・3 キャンプ！2014年春の事業報告書』
- 後藤忍 (2013) 『みんなで学ぶ放射線副読本：科学的・倫理的態度と論理を理解する』合同出版
- 海南友子 (2013) 『あなたを守りたい：3・11と母子避難』子どもの未来社
- 河崎健一郎・菅波香織・武田昌弘・福田健治 (2012) 『避難する権利、それぞれの選択：被曝の時代を生きる』岩波書店
- 神戸新聞 (2014年8月26日) 「夏休みの「保養キャンプ」定着：福島の子招いて支える」 p.31.
- 子ども未来・愛ネットワーク (2013) 『2013夏休み岡山保養プラン報告集』
- 増田まゆみ・大澤力・岩田力・川合貞子・細田淳子・関章信・生駒恭子・伊藤久美子・高荒正子 (2014) 「東日本大震災をいかに乗り越えるか：福島県における子どもの実態と保育の研究Ⅱ」『東京家政大学生生活科学研究報告』第37集、pp.1-8.
- 森松明希子 (2013) 『母子避難、心の軌跡：家族で訴訟を決意するまで』かもがわ出版
- 向井雪子 (2013) 「放射能から子どもを守る：福島の子どものための保養支援活動」『医学と教育』第61巻、第9号、pp.768-775.
- 中島恭子 (2013) 『子どものいのちを守りたい：「子ども保養プロジェクト」の願い』いの

ちのことば社

日本アイソトープ協会（2009）『ICRP Publication103 国際放射線防護委員会の2007年勧告』丸善出版株式会社

日本弁護士連合会（2011）『原発事故・損害賠償マニュアル』日本加除出版

西村一郎（2014）『福島の子ども保養：協同の力で被災した親子に笑顔を』合同出版

西崎伸子・照沼かほる（2012）「放射線物質・被ばくリスク問題」における「保養」の役割と課題：保養プロジェクトの立ち上げ経緯と2011年度の活動より『福島大学行政社会論集』第25巻、第1号、pp.31-67.

尾松亮（2013）『3・11とチェルノブイリ法：再建への知恵を受け継ぐ』東洋書店

沢野伸浩（2013）『本当に役に立つ「汚染地図」』集英社

白石草（2013）「福島の子どもたちに「自然」を：伊達市「移動教室」の試みが問うもの」『世界』第839号、pp.107-115.

鈴木一正（2013）「放射能からの保養プログラム：現状と課題」『子どもと自然学会第20回全国研究大会発表論文集』p.50.

鈴木一正（2014a）「放射能からの保養プログラム：兵庫県内の団体の取り組みを通じて」『子どもと自然学会誌』第9巻、第1号、pp.127-145.

鈴木一正（2014b）「福島原発事故による放射能からの保養プログラム：2013年夏休みの実施状況」『環境教育』第24巻、第1号、pp.170-177.

鈴木一正（2014c）「原発事故による避難者の現状：関西を中心として」『子どもと自然学会第21回北海道釧路大会発表論文集』p.11.

筒井雄二・高谷理恵子・富永美佐子・高原円（2013）『福島県における親と子のストレス調査結果報告（第三回調査）』http://www.fukushima-u.ac.jp/press/H25/pdf/50_01.pdf（2014年10月11日アクセス）

United Nations Human Rights Council (2013). *Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover*, <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G13/160/74/PDF/G1316074.pdf?OpenElement>（2014年10月15日アクセス）

矢ヶ崎克馬（2012）「明晰に、楽天的に、最大防護を：100年の汚染に抗して生き延びる道」『現代思想』第40巻、第9号、pp.114-125.